



料金受取人払郵便



差出有効期間  
令和5年10月31日まで  
(切手を貼らずに  
お出しください)

郵便はがき

1 1 5 8 7 9 0

す  
ま  
い  
給  
付  
金  
事  
務  
局  
ア  
ン  
ケ  
ー  
ト  
返  
送  
係  
行

赤  
羽  
郵  
便  
局  
私  
書  
箱  
38  
号



差出人	〒	—	都 道 府 県	市 町 村
住所 (取得住宅の住所)				
氏名	フリガナ	氏	名	
電話番号	—	—	住宅 事業者名	
電話サポートを ご希望の場合は必須		日中に連絡がとりやすい曜日に <input checked="" type="checkbox"/> 平日 <input type="checkbox"/> 土日		
取得住宅の契約月	平成	年	月	住宅取得契約の種別に <input checked="" type="checkbox"/> (土地の契約ではありません)
取得住宅の引渡月	令和	年	月	<input type="checkbox"/> 工事請負契約
取得住宅への入居月	令和	年	月	<input type="checkbox"/> 不動産売買契約

※申請書等の送付は給付を約束するものではありません。

※「差出人」欄の記入に誤りがある場合等は、申請書等の送付や電話はできません。

※電話サポートを希望されたものの、お電話がつかない場合等は、電話サポートを終了することがあります。(お問い合わせ窓口にお電話頂ければ、いつでもサポートを受けられます。)

第3面

## 国土交通省からのお知らせ

すまい給付金は、消費税率10%もしくは8%で住宅を取得した方を対象に最大50万円が給付される国の公的な制度です。

以下をご確認いただき、返信用はがきに必要事項をご記入の上、ご返送いただくことで申請に関するサポートを受けることができます。

(本状は、本制度の対象となる可能性のある方の受給漏れを防止することを目的にお送りしています。既に申請済の場合や本状が複数届いた場合はご容赦ください。また、複数届いた場合は、いずれか一方をご返送ください。)

### 対象の引渡し・入居期限および申請期限

下表の通りです。(引渡し・入居期限は、契約種別・契約日により異なります。申請期限は、一律です。)

住宅取得契約の契約種別・契約日	対象の引渡し・入居期限	申請期限
工事請負契約(注文住宅)：令和2年10月1日～令和3年9月30日 不動産売買契約(分譲住宅)：令和2年12月1日～令和3年11月30日	令和4年12月31日	引渡日から 1年3ヶ月以内
上記以外の契約日	令和3年12月31日	

### 対象となる住宅

※住宅に関する要件については、住宅事業者にご確認ください。

以下のすべてに適合する住宅が対象となります。

- 自らが居住する
  - 床面積が50㎡以上である  
(40㎡以上で対象となる場合があります。)
  - 工事中の品質検査が行われている  
(住宅瑕疵担保責任保険に加入、建設住宅性能表示制度を利用 等)
- +** 【住宅ローンを利用していない場合、以下も確認】

  - フラット35S(2020年12月時点)相当の性能を満たしている  
(耐震性(免震住宅)、省エネルギー性、バリアフリー性等のいずれかに優れている住宅)
  - 50歳以上である

### 給付額

収入に応じて決まる給付基礎額に持分割合を乗じた額が給付されます。

(すまい給付金は持分保有者ごとに給付されます。) **給付額** = 給付基礎額 × 持分割合

給付基礎率 10%時の	収入額の目安 <sup>*2</sup>	都道府県民税の所得割額 <sup>*2+3</sup>		給付基礎額
		450万円以下	7.60万円以下	
	450万円超 525万円以下	7.60万円超 9.79万円以下		40万円
	525万円超 600万円以下	9.79万円超 11.90万円以下		30万円
	600万円超 675万円以下	11.90万円超 14.06万円以下		20万円
	675万円超 775万円以下	14.06万円超 17.26万円以下		10万円

\*1 消費税率8%時は給付基礎額が異なります。

\*2 収入額はあくまで目安です。実際の審査は、市区町村で発行される課税証明書に記載される都道府県民税の所得割額をもとに行います。(住宅ローンを利用していない場合、同所得割額が13.30万円以下の方が対象です。)

\*3 いわゆる政令指定都市および神奈川県は他の地域と都道府県民税の税率が異なるため、当該地域の所得割額は上表と異なります。

\*1～3につきまして、詳しくは、すまい給付金のホームページやお問合せ窓口等でご確認ください。

ホームページ	<a href="https://sumai-kyufu.jp">https://sumai-kyufu.jp</a>	要件や申請方法の確認・申請窓口の検索・申請書類のダウンロードなどができます。
お問い合わせ窓口	ナビダイヤル <b>0570-064-186</b> 一部のIP電話からは <b>045-330-1904</b> (9～17時(土・日・祝を含む)/通話料がかかります)	要件や申請方法の説明・個別のご相談・申請窓口のご案内などを受けられます。
サポートセンター	各都道府県に開設 (上記ホームページで検索できます。)	対面で制度説明や申請書の記入方法のサポートなどを受けられます。

第2面

全リトリ線

国土交通省より「すまい給付金」のお知らせです。

詳しくは、裏面をご覧ください。

**注意 1**

「すまい給付金」は、第2面に記載の要件を全て満たす住宅を、消費税率10%もしくは8%で取得した方が対象となります。(このハガキは、増税後に住宅を取得した方に広くお送りしておりますので、**必ずご確認ください。**)

**注意 2**

本ハガキは**新築住宅(完成後1年以内の住宅)**を取得された方に対し「すまい給付金」の申請サポートを行うためのものです。

**完成後1年を超える住宅や、中古住宅**を購入された方にこのハガキが届いた場合は、お手数ですが以下のお問い合わせ窓口までご連絡くださいますようお願いいたします。

**注意 3**

本ハガキを送付する際は、**中央のキリトリ線に添って切り、右半分の依頼面のみご送付ください(切手不要)**。

お問い合わせ  
窓口

ナビダイヤル **0570-064-186**  
一部のIP電話からは **045-330-1904**  
(9~17時(土・日・祝を含む) / 通話料がかかります)

**住宅事業者の方へ**

本「すまい給付金申請サポート依頼はがき」を付保証明書とあわせて住宅取得者様にお渡しください。

\*賃貸住宅や税率5%適用住宅など、給付対象外であることが明らかな場合は、お渡し頂く必要はありません。

\*すまい給付金申請サポートについて、住宅関連団体より別途同様の依頼を受けている場合は、住宅取得者様にはいずれかの依頼はがきをお渡しください。

メモ

**新築**

**すまい給付金 申請サポート依頼**

■ 問1.既にすまい給付金の申請を行いましたか?

はい (アンケート終了)  いいえ (問2へ)

■ 問2.ご自身を含め、取得された住宅の持分保有者に給付要件に当てはまる方はいますか?(第2面の給付要件をご参照ください)

はい (問3へ)  わからない (問3へ)  いいえ (アンケート終了)

■ 問3.すまい給付金事務局による以下の申請サポートを希望しますか?

はい (問4へ)  いいえ (問7へ)

**1. 申請書類郵送サポート** | すまい給付金の申請書および記入の仕方を郵送いたします。

■ 問4.申請書類郵送サポートを希望しますか?(第3面にご記入いただいた住所に郵送します)

はい (問5へ)  いいえ (問6へ)

■ 問5.持分保有者と住宅ローン契約\*の有無について記入してください。

\*住宅ローン契約\*の有無によって申請様式が異なるため、確認しています。

\*当該住宅に居住していない、収入が要件を超えている等、給付要件に当てはまらない方は記入不要です。

		持分保有者の氏名	住宅ローン契約*の有無
		(ご本人)	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
他に持分保有者がいる場合	氏	名	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
	氏	名	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし

\*住宅取得のために金融機関等から行った償還期間が5年以上の借入れをいいます。

**2. 電話サポート** | すまい給付金事務局より電話で申請方法の説明などをご案内いたします。

■ 問6.電話サポートを希望しますか?(第3面にご記入いただいた番号にお電話します。)

はい  いいえ

■ 問7.すまい給付金に関し住宅事業者から以下の説明はありましたか?(複数回答可)

制度の内容  給付対象かどうか  申請方法  
 その他 .....  特に説明はなかった

\*申請サポートを希望しない場合も、アンケートのご返送にご協力願います。



料金受取人払郵便



差出有効期間  
令和5年10月31日まで  
(切手を貼らずに  
お出しください)

郵便はがき

1 1 5 8 7 9 0

すまい給付金事務局  
アンケート返送係行

赤羽郵便局  
私書箱38号



差出人	〒	—	都 道 府 県	市 町 村
住所 (取得住宅の住所)				
氏名	フリガナ 氏	名		
電話番号 [電話サポートを ご希望の場合は必須]	—	—	住宅 事業者名	
	日中に連絡がとりやすい曜日に <input checked="" type="checkbox"/> 平日 <input type="checkbox"/> 土日			
取得住宅の契約月	平成	年	月	※ [第2面] で引渡し・入居期限をご確認ください。 ※ 申請期限は引渡しから1年3ヶ月以内です。
取得住宅の引渡月	令和	年	月	
取得住宅への入居月	令和	年	月	

※申請書等の送付は給付を約束するものではありません。  
 ※ [差出人] 欄の記入に誤りがある場合等は、申請書等の送付や電話はできません。  
 ※電話サポートを希望されたもの、お電話がつかない場合等は、電話サポートを終了することがあります。(お問い合わせ窓口にお電話頂ければ、いつでもサポートを受けられます。)

### 国土交通省からのお知らせ

すまい給付金は、消費税率10%もしくは8%で住宅を取得した方を対象に最大50万円が給付される国の公的な制度です。

以下をご確認いただき、返信用はがきに必要事項をご記入の上、ご返送いただくことで申請に関するサポートを受けることができます。

(本状は、本制度の対象となる可能性のある方の受給漏れを防止することを目的にお送りしています。既に申請済の場合や本状が複数届いた場合はご容赦ください。また、複数届いた場合は、いずれか一方をご返送ください。)

#### 対象の引渡し・入居期限および申請期限

下表の通りです。(引渡し・入居期限は、契約日により異なります。申請期限は、一律です。)

住宅取得の契約日	対象の引渡し・入居期限	申請期限
令和2年12月1日～令和3年11月30日	令和4年12月31日	引渡日から1年3ヶ月以内
上記以外の契約日	令和3年12月31日	

#### 対象となる住宅

※ 住宅に関する要件については、住宅事業者にご確認ください。

以下のすべてに適合する住宅が対象となります。

- 自らが居住する
- 床面積が50㎡以上である  
(40㎡以上で対象となる場合があります。)
- 売主が宅建業者である  
(個人間売買による購入ではない)
- 売買時等に品質検査が行われている  
(既存住宅売買瑕疵保険に加入、既存住宅性能表示制度を利用、建設時に住宅瑕疵担保責任保険に加入等)
- 50歳以上である

【住宅ローンを利用していない場合、以下も確認】

#### 給付額

収入に応じて決まる給付基礎額に持分割合を乗じた額が給付されます。

(すまい給付金は持分保有者ごとに給付されます。) **給付額** = 給付基礎額 × 持分割合

給付基礎率 10% 時の	収入額の目安 <sup>*2</sup>	都道府県民税の所得割額 <sup>*2*</sup>	給付基礎額
	450万円以下	7.60万円以下	50万円
450万円超 525万円以下	7.60万円超 9.79万円以下	40万円	
525万円超 600万円以下	9.79万円超 11.90万円以下	30万円	
600万円超 675万円以下	11.90万円超 14.06万円以下	20万円	
675万円超 775万円以下	14.06万円超 17.26万円以下	10万円	

\*1 消費税率8%時は給付基礎額が異なります。  
 \*2 収入額はあくまで目安です。実際の審査は、市区町村で発行される課税証明書に記載される都道府県民税の所得割額をもとに行います。(住宅ローンを利用していない場合、同所得割額が13.30万円以下の方が対象です。)  
 \*3 いわゆる政令指定都市および神奈川県以外の地域と都道府県民税の税率が異なるため、当該地域の所得割額は上表と異なります。  
 \* 1～3につきまして、詳しくは、すまい給付金のホームページやお問合せ窓口等でご確認ください。

ホームページ	<a href="https://sumai-kyufu.jp">https://sumai-kyufu.jp</a>	要件や申請方法の確認・申請窓口の検索・申請書類のダウンロードなどができます。
お問い合わせ窓口	ナビダイヤル <b>0570-064-186</b> 一部のIP電話からは <b>045-330-1904</b> (9～17時(土・日・祝を含む)/通話料がかかります)	要件や申請方法の説明・個別のご相談・申請窓口のご案内などを受けられます。
サポートセンター	各都道府県に開設 (上記ホームページで検索できます。)	対面で制度説明や申請書の記入方法のサポートなどを受けられます。

全リトリ線

国土交通省より「すまい給付金」のお知らせです。

詳しくは、裏面をご覧ください。

**注意 1**

「すまい給付金」は、第2面に記載の要件を全て満たす住宅を、消費税率10%もしくは8%で取得した方が対象となります。(このハガキは、増税後に住宅を取得した方に広くお送りしておりますので、必ずご確認ください。)

**注意 2**

本ハガキは中古住宅(まだ誰も住んでいない住宅で、完成後1年を超える住宅を含む)を購入された方に対し「すまい給付金」の申請サポートを行うためのものです。

完成後1年以内の新築住宅を購入された方にこのハガキが届いた場合は、お手数ですが以下のお問い合わせ窓口までご連絡くださいますようお願いいたします。

**注意 3**

本ハガキを送付する際は、中央のキリトリ線に添って切り、右半分の依頼面のみご送付ください(切手不要)。

お問い合わせ  
窓口

ナビダイヤル **0570-064-186**  
一部のIP電話からは **045-330-1904**  
(9~17時(土・日・祝を含む)/ 通話料がかかります)

住宅事業者の方へ

本「すまい給付金申請サポート依頼はがき」を付保証明書とあわせて住宅取得者様にお渡しください。

\*賃貸住宅や税率5%適用住宅など、給付対象外であることが明らかな場合は、お渡し頂く必要はありません。

\*すまい給付金申請サポートについて、住宅関連団体より別途同様の依頼を受けている場合は、住宅取得者様にはいずれかの依頼はがきをお渡しください。

メモ

中古

すまい給付金 申請サポート依頼

■ 問1.既にすまい給付金の申請を行いましたか?

はい (アンケート終了)  いいえ (問2へ)

■ 問2.ご自身を含め、購入された住宅の持分保有者に給付要件に当てはまる方はいますか?(第2面の給付要件をご参照ください)

はい (問3へ)  わからない (問3へ)  いいえ (アンケート終了)

■ 問3.すまい給付金事務局による以下の申請サポートを希望しますか?

はい (問4へ)  いいえ (問7へ)

1. 申請書類郵送サポート | すまい給付金の申請書および記入の仕方を郵送いたします。

■ 問4.申請書類郵送サポートを希望しますか?(第3面にご記入いただいた住所に郵送します)

はい (問5へ)  いいえ (問6へ)

■ 問5.持分保有者と住宅ローン契約\*の有無について記入してください。

\*住宅ローン契約\*の有無によって申請様式が異なるため、確認しています。

\*当該住宅に居住していない、収入が要件を超えている等、給付要件に当てはまらない方は記入不要です。

持分保有者の氏名		住宅ローン契約*の有無	
(ご本人)			
	氏	名	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
他に持分保有者がいる場合	氏	名	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
	氏	名	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし

\*住宅取得のために金融機関等から行った償還期間が5年以上の借入れをいいます。

2. 電話サポート | すまい給付金事務局より電話で申請方法の説明などをご案内いたします。

■ 問6.電話サポートを希望しますか?(第3面にご記入いただいた番号にお電話します。)

はい  いいえ

■ 問7.すまい給付金に関し住宅事業者から以下の説明はありましたか?(複数回答可)

制度の内容  給付対象かどうか  申請方法  
 その他 .....  特に説明はなかった

\*申請サポートを希望しない場合も、アンケートのご返送にご協力願います。

キリトリ線